



RESOLUTION No. 19) DEFENDING AND PROTECTING LABOUR RIGHTS

第19号決議) 労働権の擁護と保護

第29回国際公務労連 (PSI) 世界大会
2012年11月27日-30日、南アフリカ・ダーバン

労働権は人権であることを再確認する。

また、民主的な社会では、労働者の結社の自由、労働組合に加入する権利、団体交渉に参加する権利、争議権が保証され、尊重され、強制力を持つことを再確認する。

これらの権利が、国際連合の人権宣言、およびILOの基本的条約第87号「結社の自由及び団結権の保護」に正式に記されていることに留意する。

政府職員（公共部門労働者）がこれらの権利を享受するためには、使用者の特別な事情があるため、これとは別に労使関係（公務）に関する1978年の第151号条約が必要であったことをふまえる。

結社の自由、表現の自由、労働権が抑圧、乱用、否定され、組合権の擁護者が脅され、嫌がらせを受け、深刻なリスクに見舞われる状況において、民主主義、社会・経済的正義、人権、調和ある関係を維持することはできないことを認識する。

さらに、反組合的活動と行動が、民主主義と経済社会正義、発展、市民の福利を損ない、人道に対する罪の一因となってきたことを認識する。

労働者に結社の権利と組合権、団体交渉権を否定するという罪を永続させる当人は、仲間の労働者を酷使やその他の非道から守り、代弁する約束と決意をそぐ懲罰方法として、労働者の差別と迫害にも加担してきたことに留意する。

さらに、労働者が組合活動に専心し関与することに対して、差別、脅迫、解雇その他の形態の乱用と非道行為を行使することは、労働者の生活を壊すだけでなく、その家族の生活も破壊することに留意する。子供は困窮し、将来とキャリア開発は打ち砕かれ、健康、福祉と生命すら危うい状況を強いられる。

PSIの全加盟組合に対し、労働組合権が人権であり、国際的かつ国内的に尊重されるべきであることを断言するためのステップを団体としてとるよう訴える。

労働組合権を侵害する人物を特定し分類する基準を確立し、国際的なウェブサイトを立ててその人物、および労働者に対する罪を公開することで、国際的に汚名を着せるべきであることに合意する。また、こうした反労働組合的非道行為と犯罪に罰則と処罰を定める効果的な手段と方法を模索することに合意する。

行動プログラムおよび規約を含む大会決議 [Congress resolutions](#) を参照のこと